原判決を破棄する。 被告人を罰金二、〇〇〇円に処する。 右罰金を完納することができないときは、金五〇〇円を一日に換算した 期間、被告人を労役場に留置する。

(本件控訴の趣意、およびこれに対する答弁)

検察官竹内至提出の控訴趣意書、ならびに弁護人海老原信治提出の答弁書記載の とおりであるから、それぞれ、これを引用する。

(当裁判所の判断)

記録によると、原判決は、本件公訴事実、すなわち、「被告人は、公安委員会の 運転免許を受けないで、昭和四三年――月―日午前五時一〇分ころ、埼玉県本庄市 a町b番地先付近路上において、第一種原動機付自転車を運転したものである。」 との事実、について、その説示するような理由により、犯罪の証明がないとして、 被告人に無罪の言渡をしたことが明らかである。

そこで、検察官は、所論のような理由により、原判決は、道路交通法九二条一項、一一八条一項一号の解釈、適用を誤つた違法がある、と主張する。

よつて所論に徴し、記録を調べると、被告人は、昭和四三年一一月一日午前五時 -〇分ころ、埼玉県本庄市 a 町 b 番地先付近路上において、第一種原動機付自転車 を運転したこと、被告人は、これより先、埼玉県公安委員会に対し、原動機付自転 車の運転免許の申請をし、同年一〇月一八日、同公安委員会が、本庄市甲中学校体 育館で行なつた原動機付自転車運転免許試験を受け、即日その場でその試験に合格したことの仮発表があり、これによつて被告人は、自分が、その試験に合格したことを知つたこと、その後、同公安委員会では、右試験に合格した被告人について、 免許の拒否事由の有無を審査したうえ、免許証の交付日を同年一〇月三〇日と記載 した運転免許証を作成し、これを被告人の住所地を管轄する本庄警察署に送付する 手続をした結果、右交付日の翌日である同月三一日にその免許証が、右本庄警察署 に到達したこと、および被告人は、この運転免許証を同年一一月一三日本庄警察署

から、現実に交付されたことが、それぞれ認められる。
そこで、被告人に対するこの運転免許は、いつその効力が発生したかについて検討する。さて、道路交通法八四条一項は、「自動車及び原動機付自転車を運転しよ うとする者は、公安委員会の運転免許……を受けなければならない。」、と定め、 同法八九条は、「免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員 会に、……免許申請書を提出し、かつ、当該公安委員会の行なう運転免許試験を受 会に、いい兄計中間音を提出し、かり、当該公女委員会の行なり連転兄計試験を受けなければならない。」、と規定し、また、同法九〇条一項は、「公安委員会は、前条の運転免許試験に合格した者に対し、免許を与えなければならない。……」、と定め、そして、同法九二条一項は、「免許は、運転免許証……を交付して行なう。」、と明定している。そこで、これらの規定を総合して考えると、道路交通法が、自動車および原動機付自転車を運転するため必要な運転免許は、すべて、公安を見るのでなる。関係を計算に合物したのまた。 委員会の行なう運転免許試験に合格したのち、公安委員会作成の運転免許証が交付されたときに、はじめて、その効力が発生するという建前をとつているものであることは、明らかである。すなわち、運転免許は、要式行為であつて、運転免許証の 「交付」が、その効力の発生要件としているのである。そこで、所論にかんがみ、右にいう「交付」とは、どのような行為をいうのか、について考えてみる。この点について、原判決は、その説示するような理由から、公安委員会が、運転免許申請

渡した行為が、すなわち、右にいう「交付」にあたるものと、判示している。 なるほど、道路交通法には、右にいわゆる「交付」の意義を定めた別段の規定は ない。しかし、法律上における通常の用語例にしたがえば、「交付」とは、目的物の所持の移転、いいかえれば、現実にその物が授受されることをいうのであって、 道路交通法およびその関係法令の諸規定を調べてみても、「交付」という用語を、 特に右と異る意義に用いたと思われるようなものは、全く見当らない。 そして他 方、同法――二条によれば、「第九二条第一項の規定による免許証の交付……を受 けようとする者は、……免許証交付手数料……を当該都道府県に納めなければなら ない。」と規定しているから、たとえ、公安委員会が、免許証の交付を警察当局に 伝達したとしても、申請人が、右手数料を納めない限り当該免許証の交付を受けら れないことになつていること、また、同法九五条一項によれば、免許を受けた者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等にかかる免許証を携帯していなけれ

人本人に免許証を交付するために、当該免許証を、その伝達機関である警察当局に

そうであるとすれば被告人に対する本件第一種原動機付自転車の運転免許は、被告人が現実にその免許証を受領した昭和四三年――月―三日にその効力が発生したものと、いわなければならないから、被告人が、前認定のよらに、それよりも前の時点である昭和四三年――月―日午前五時―〇分ころ、右原動機付自転車を運転した行為は、やはり、公安委員会の免許を受けないで運転したことにならざるを得ない。

ところで、免許証の交付の意義を右のように解すると、なるほど、原判決の説示するとおり、場合によつては、運転免許証の有効期間が、実際的には若干短縮され、免許取得者に不利益を与える結果の生じ得る余地もあるようである。)が、かような不合理な結果は、警察行政上、適位は、の顕著な一例である。)が、かような不合理なおりに運用することによってこれを防止することができると思われ、このように選用することによっているように要別するのが当然であるようである。)はさせることがあるようにあるによる不利益を一方に、強くその是正を求めるのが、肝要なことがであるのはいうまでもない。であるのとことには、遺憾ながら賛同することができない。では、運転を持ているようには、遺憾ながら賛同することができない。である。

する合理的な理由にはならないであろう。

さらに、原判決は、運転免許の効力発生時期を、その説示のとおり解すべき根拠として、運転免許証は、単なる公証文書に過ぎないこと、運転免許証の交付を受ける際に支払うべき手数料は、運転免許の対価でないこと、および運転免許の効力発生時期を免許証を現実に申請人が受領したときとすると、その効力発生日が区々となり、免許行政に多大の混乱を生じさせること、などをあげているが、そうだからといつて、これらのことをもつて、これらの説示を漏れなく検討してみても、やはり、道路交通法九二条一項に関する当裁判所の前記解釈を左右する根拠にはならないように思われる。

以上の次第であるから、本件運転免許の効力発生の時期は、運転免許証が、現実に、申請人に交付された日ではなく、免許証に交付年月日として記載された昭和四三年一〇月三〇日である、との見解に立つて、被告人に対し、無罪を言い渡した原判決は、道路交通法九二条一項の解釈を誤つた結果、同法一一八条一項の適用をしなかつた誤りをおかしたことになり、この法令の解釈、適用の誤りは、判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決は、破棄を免れない。論旨は、理由がある。

よつて、本件控訴は理由があるので、刑事訴訟法三九七条、三八〇条により、原 判決を破棄したうえ、同法四〇〇条但書により、さらに、つぎのとおり自判する。 (罪となるべき事実)

被告人は、公安委員会の運転免許を受けないで、昭和四三年一月一日午前五時一〇分ころ、埼王県本庄市a町b番地先付近路上において、第一種原動機付自転車 (本庄市A〇△×□号)を運転したものである。

(証拠の標目)省略

(法令の適用)

無免許運転につき 道路交通法六四条、一一八条一項一号(罰金刑選択)

罰金不完納の場合における換刑処分につき 刑法一八条

原審、当審における訴訟費用の負担の免除につき 刑事訴訟法一八一条一項但書 (量刑の事情)

無免許運転を処罰する本旨にかんがみ、本件事案の特殊性を総合看案のうえ、量刑を行なつた。

(被告人の憲法違反の主張について。)

被告人は、運転免許証の効力発生時を、現実に免許証を受領したときと解すると、人によつてその免許証の効力発生日が異ることとなり、また、免許証記載の交付年月日後に免許証を受領した場合には、免許証の有効期間が現実には短縮されることになる。これらのことは、国民は、法の下に平等である、という憲法一四条一項の規定に違反する、と主張する。

しかし、憲法一四条一項は、すべて国民は、人種、信条、性別、社会的身分又は 門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない旨を規定してい るのであるが、被告人の右主張は、いずれも道路交通法の解釈、適用、ないしはそ の運用に関する問題であつて、右憲法の規定と直接のかかわり合いがあるものと は、解せられないから、右主張は、採用できない。

(なお、罰金相当額の仮納付を命ずる規定は適用しない。)

よつて、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 樋口勝 判事 浅野豊秀 判事 唐松寛)